

審査結果報告書

令和7年12月15日

三豊市議会議員 丸戸 研二 様

三豊市議会議員政治倫理委員会
委員長 詫間 政司

令和7年12月4日付けで請求のあった審査の結果を、三豊市議会議員政治倫理条例第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 請求の内容

審査請求のあった議員の氏名	横山 強
違反する政治倫理基準	三豊市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号 市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうおそれのある行為をしないこと。
疑義の内容	三豊市議会ハラスメント防止条例により設置された第三者委員会の意見書の中で、当該議員によるハラスメント行為が認定されている事案がある。

2 審査結果

審査結果	三豊市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号に違反する
該当する事実	①議場内において部長の前で答弁書を破ったこと。 ②一般質問で、業務上相当な範囲を超えて一職員を非難し、著しい心理的萎縮を与え、就業する上で看過できない程度の支障を生じさせたこと。 ③一般質問という公の場で、職員の苗字を明示したこと。 ④一般質問という公の場で、執行部に対し、能力が低いかのように受け止められる発言や見下したかのような発言をしたこと。 ⑤一般質問という公の場で、副市長に対し、複数回、「あんた」と発言した。
違反とする理由	9月17日付で三豊市長から議長に対し「市議会議員による職員へのハラスメント行為について」申入れがあり、マスコミ各社による報道によって当該議員の行為が市民の知るところとなった。また、三豊市議会ハラスメント防止条例に基づき第三者委員会から議長へ意見書が提出され、ハラスメントに該当する行為が認められている。これにより、三豊市議会の品位と名誉を傷つけたことは明らかである。
請求に対する提言等	議員辞職勧告決議

3 関係資料

審査の結果

1 審査の経過

当委員会は、審査に付された今回の事象が、三豊市議会議員政治倫理条例(以下、「条例」という。)第3条第1項第1号「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうおそれのある行為をしないこと。」の政治倫理基準に違反する行為であるか否かについて、公平かつ慎重に審査を行った。

(1) 令和7年12月4日(木)

審査請求

三宅静雄議員他9名の議員から審査請求書が議長に提出された。

(2) 令和7年12月5日(金)

第1回委員会

委員長及び副委員長を選出した後、報道各社への公開、当委員会の目的及び弁明の機会等について協議、確認した。

(3) 令和7年12月10日(水)

第2回委員会

審査の参考とするため、審査対象議員に出席を求め弁明の機会を与えた。そこでは、第三者委員会からの意見書にある5件の事案及び一般質問での発言内容について弁明を聴取し、そのうえで、政治倫理基準に抵触するのか、抵触する場合、審査対象議員への対応として請求に対する措置をどうまとめるのかについて議論し、案をまとめた。

(4) 令和7年12月15日(月)

第3回委員会

審査結果報告書(案)の内容について最終確認を行い、議長に報告することについて承認を得た。

2 該当する事実について

今回の事案は、令和7年9月17日に市長から議長に申入れがあったことに端を発する。その申入れを受けて、議長は三豊市議会ハラスメント防止条例に基づく第三者委員会を設置し、令和7年12月3日に意見書が提出された。

その意見書では、次の5件の事案について、パワーハラスメントの該当性を判断している。

	事案の内容	認定
事案1	令和7年9月10日午前9時25分頃、三豊市議会議場内において、議員Xが、職員Aの前で答弁書を少なくとも2回破り、ある程度大きな声を発した	ハラスメントに該当する。 議場において職員Aの前で答弁書を破った行為だけでも、ハラスメント該当性を認める。

事案 2	令和 7 年 9 月 11 日の議事録(議員 X の一般質問箇所)及び録画データ(以下、「議事録等」という。)によれば、同日、議員 X は、職員 A に対し、答弁書について「〇〇〇〇(職員 A の肩書)、こういうような文書を作れと私いいましたか、市長の答弁に。市長に恥かかすような答弁書作ったらいかんやない。私は言うてあったで。最初から」と述べ、続けて「ほな〇〇〇〇(職員 A の肩書)に問うわ。私の写した写真は偽物やといたいんやな。」「答弁」等と強い口調で、最後は、職員 A のほうを指さしながら発言した	ハラスメントに該当する。
事案 3	議事録等によれば、令和 7 年 9 月 11 日、議員 X は、公開の場の一般質問で、刑事事件の捜査中である案件(以下、「捜査中の案件」という。)に関し、職員 B の苗字を明示した	ハラスメントに該当しない。 議員 X の対応は、職員への配慮を著しく欠いており、不適切であったとの指摘は免れない。
事案 4	議事録等によれば、議員 X は、令和 7 年 9 月 11 日の一般質問の中で、「お金を使って無駄遣いしよる、勉強しよるといことを教えてあげてください。学校でそんなことしたら駄目よ。大人になっても、こういうような人になってはダメなんで。」「C 課というところは本当に職務に対する勉強が足りないのか、それともやる気がないのか、仕事する気がないのか。」と発言した	各発言は、1回限りで、人格非難とまではいえないことから、ハラスメント行為と評価することはできない。
事案 5	議事録等によれば、議員 X は、同日の一般質問の中で、副市長に対し、複数回、「あんた」と発言した	公開の場で、「あんた」という呼称を繰り返す行は、威圧的で不穏当なものといえ、議員として適切な対応とは認められない。一方で、この発言は、人格非難とまではいえず、ハラスメントと評価することは困難である。

当委員会では、まず、審査対象議員の弁明の機会を設け、上記の事案について弁明を行うとともに、委員からの質疑を行った。

弁明の機会では、上記事案1と事案2を重点的に聞こうとしたが、審査対象議員はハラスメントを一切認めなかったため、事案3から5についても聞くことにした。

弁明の内容としては、大声は出しておらず、ハラスメントでは決して無い、何故謝罪が必要なのか分からない、思いやりから答弁書を破いたとの発言があった。

今回の審査については事実についてのみ確認し事実認定を行っている。

併せて、当委員会では、第三者委員会からの意見書にある付言についても協議し、市長への報告に申し添えることを決定した。

3 政治倫理違反に該当とする理由

第三者委員会からの意見書が公表され、ハラスメント行為に該当する事案が認められたにもかかわらず、それに対して自覚や謝罪もなく、挙句の果てには、12月議会の一般質問の場を自らの弁明の機会にするような行動が見られた。また、他人の責任にするような発言をしている。審査対象議員は、相手への思いやりや心遣いが乏しく、自己中心的であることから、三豊市議会議員としての資質に欠けており、1人の議員の行為が三豊市議会の品位と名誉を傷つけることになっている。

以上により、条例第3条第1項第1号に掲げる政治倫理基準「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうおそれのある行為をしないこと。」に違反する行為であることは明白である。

4 請求に対する措置等

政治倫理基準違反に該当する結論が出たのを受け、審査の最後に審査対象議員への対応を協議した。

各委員からは、議員の身分保障の見地からも、当委員会で処分を決めるのではなく、議員としての「出处進退」は自らの判断に任すべきだとの意見がある一方、すでにマスコミ等報道機関によって市民の知るところとなっている状況を踏まえ、また議員各々や市議会全体として、身を律するためにも、「議員辞職勧告」を求める声もあった。

さらに、弁明の機会での質疑の中で、審査対象議員は、ハラスメントとは何かについての知識が不足していることや、ハラスメント行為に対する自覚のなさが顕著であり、議会と執行権の関係に対する認識も欠けている。

以上のこと等を含めて、「議員辞職勧告決議」とすべきとの結論に達した。

採決の結果、委員9名中6名が議員辞職勧告決議案に賛成したため、三豊市議会議員政治倫理条例第6条第4項の規定に基づき、委員定数の3分の2以上の同意を得たため、同案が審査対象議員の当該事象に関する政治倫理基準違反の措置と決定した。

なお、今回の件を受け、三豊市議会としての決意表明として「三豊市議会パワーハラスメント根絶に関する決議」を発出すべきとの意見があったため、別紙に決議(案)を示しておく。

(別紙)

三豊市議会パワーハラスメント根絶に関する決議(案)

令和7年9月17日、三豊市長から三豊市議会議長に対し「市議会議員による職員へのハラスメント行為について(申入れ)」があったことについて、外部有識者により構成された第三者委員会の調査において、当該行為はパワーハラスメントに該当するとの報告がなされ、三豊市議会としてもその判断を厳粛に受け止めるものである。

議会は市民の負託を受け、市政への信頼を確保する責務を負っており、議員によるハラスメント行為はその信頼を著しく損なうものであって、断じて容認されるものではない。

ここに、三豊市議会は、本件を強く反省するとともに、議会自らが定めた「三豊市議会ハラスメント防止条例」の理念に立ち返り、議会としてハラスメント防止研修等を継続的に実施するなど、再び本件のような不祥事が発生することのないよう、適切に対処していくものとする。

併せて、三豊市議会全体として議員相互の規律確保、議会運営の不断の見直し等、必要な再発防止策を着実に講じることをここに決意する。

以上、決議する。

令和7年12月 日

三豊市議会